

地域と学校の連携 について

2025.6.27 学校規模適正化基本計画検討委員会（第四回）

資料④-03

0.目次（資料の概要）

- 1．学校規模適正化と地域連携
- 2．令和の日本型学校教育と地域連携
- 3．学校運営協議会（コミュニティ・スクール）
学校評議員
地域学校協働活動（本部）
- 4．直方市の現状
- 5．ご意見いただきたいこと



1.学校規模適正化と地域連携



直方市の学校規模適正化に関する基本的な考え方

(資料①-01「直方市学校規模適正化基本指針」 12ページ)

【教育的な観点】

【地域コミュニティの核としての性格の配慮】

小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手であるこどもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

「令和の日本型学校教育」

- ・すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び
- ・「日本型学校教育（＝子供たちの知・徳・体を一体で育む学校教育）」の良さを引き継ぎ、更に発展させる

※知・徳・体を一体に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、**地域**社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる。

（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申） 令和3年1月26日中央教育審議会 18ページ）

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) **連携**・分担による学校マネジメントを実現する・・・次のページへ
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組み合わせを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する



2-2.令和の日本型学校教育と地域連携 2/2



(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 学校が様々な課題に対処し、学校における働き方改革を推進するためには、従来型のマネジメントの下、学校の有するリソースだけで対処するには限界がある⁴⁰。今般の新型コロナウイルス感染症への対応を契機とした業務の見直しも含め、校長のリーダーシップの下、組織として教育活動に取り組む体制を整備することが必要である。その際、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内、あるいは学校外との関係で、「連携と分担」による学校マネジメントを実現することが重要となる。
- 学校内においては、教師とは異なる知見を持つ外部人材や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフなど、多様な人材が指導に携わることができる学校を実現することが求められる。また、事務職員が校務運営に参画する機会を一層拡大し、主体的・積極的に財務・総務等に通じる専門職としての役割を果たすことが期待される。さらに、教師同士の関係においても、校長のリーダーシップの下、教師が担う業務の適正化や、校内の各種委員会の整理・統合等の学校の組織体制の在り方を見直すこと、主幹教諭、指導教諭をはじめ、経験豊富で専門性の高いミドルリーダーとなる教師がリーダーシップを発揮できるような組織運営を促進することを通じて、教師が子供としっかりと向き合い、教師本来の業務に専門性を発揮できるようにするとともに、学級担任、教科担任、養護教諭、栄養教諭や部活動顧問⁴¹等の役割を適切に分担し、学校組織全体としての総合力を発揮していくことが求められる¹²。
- また、子供たちの教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協働してこそ効果が上がるものであり、以下のような取組を通じて、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整えていくことが必要である。
 - ・ コミュニティ・スクールの設置が努力義務であることを踏まえ、また、地域学校協働本部の整備により、保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら、学校運営を行う体制の構築
- ・ 家庭生活や社会環境の変化によって家庭の教育機能の低下も指摘される中、幼児教育段階はもとより、義務教育段階を含め、子育てに悩みや不安を抱える保護者に対して、身近な子育て経験者等による学習機会の提供や相談体制の整備など、地域の実情に応じた家庭教育支援に関する取組の推進
- その他、学校が家庭や地域社会と連携することで、社会とつながる協働的な学びを実現するとともに、働き方改革の観点からも、保護者やPTA、地域住民、児童相談所等の福祉機関、NPO、地域スポーツクラブ、図書館・公民館等の社会教育施設など地域の関係機関と学校との連携・協働を進め、学校・家庭・地域の役割分担を文部科学省が前面に立って強力に推進することで、多様性のあるチームによる学校とし、「自立」した学校を実現することが必要である。
- その実現に向けては、教育課程と関連付けることが求められており、新学習指導要領を踏まえ、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること（カリキュラム・マネジメント）が重要である。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、

協働的な学びの実現～（答申）

⁴⁰ 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善策について（答申）」（平成27（2015）年12月21日）参照。

⁴¹ 文部科学省「学校における働き方推進本部「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2（2020）年9月1日報告）参照。



3-1.学校運営協議会（コミュニティ・スクール） 1/2



学校運営協議会とは？

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる
「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み

学校運営協議会制度を導入した学校
＝コミュニティ・スクール

設置根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5

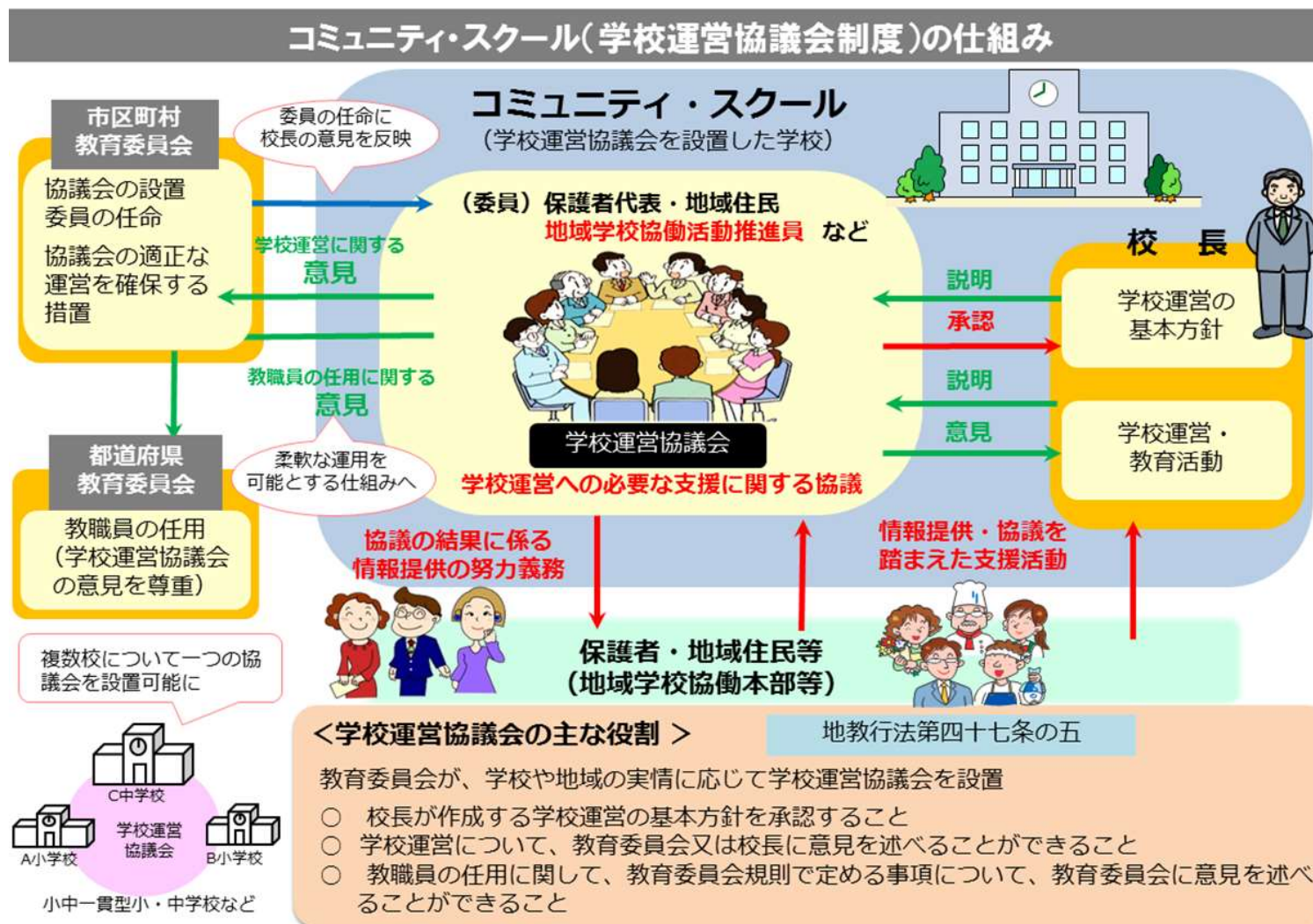
学校運営協議会の主な3つの役割

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

※合議制の機関※



3-1.学校運営協議会（コミュニティ・スクール） 1/2



文部科学省HP コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）



3-2.学校評議員



学校評議員とは？

学校・家庭・地域が連携協力しながら一体となって子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から、学校に置かれる。

校長の推薦により、設置者（国、地方公共団体等）が、委嘱する。

法的根拠：学校教育法施行規則 第49条

学校評議員の役割

- ・校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べること

※校長の諮問先（個人）※



3-3.地域学校協働活動（本部） 1/3



地域学校協働活動とは？

地域住民等が学校と協働して行う様々な活動を指す

地域学校協働活動本部とは？

幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと

法的根拠：教育基本法 第13条
：社会教育法 第5条、第6条

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

第四期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

【基本施策】の1つ：コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。



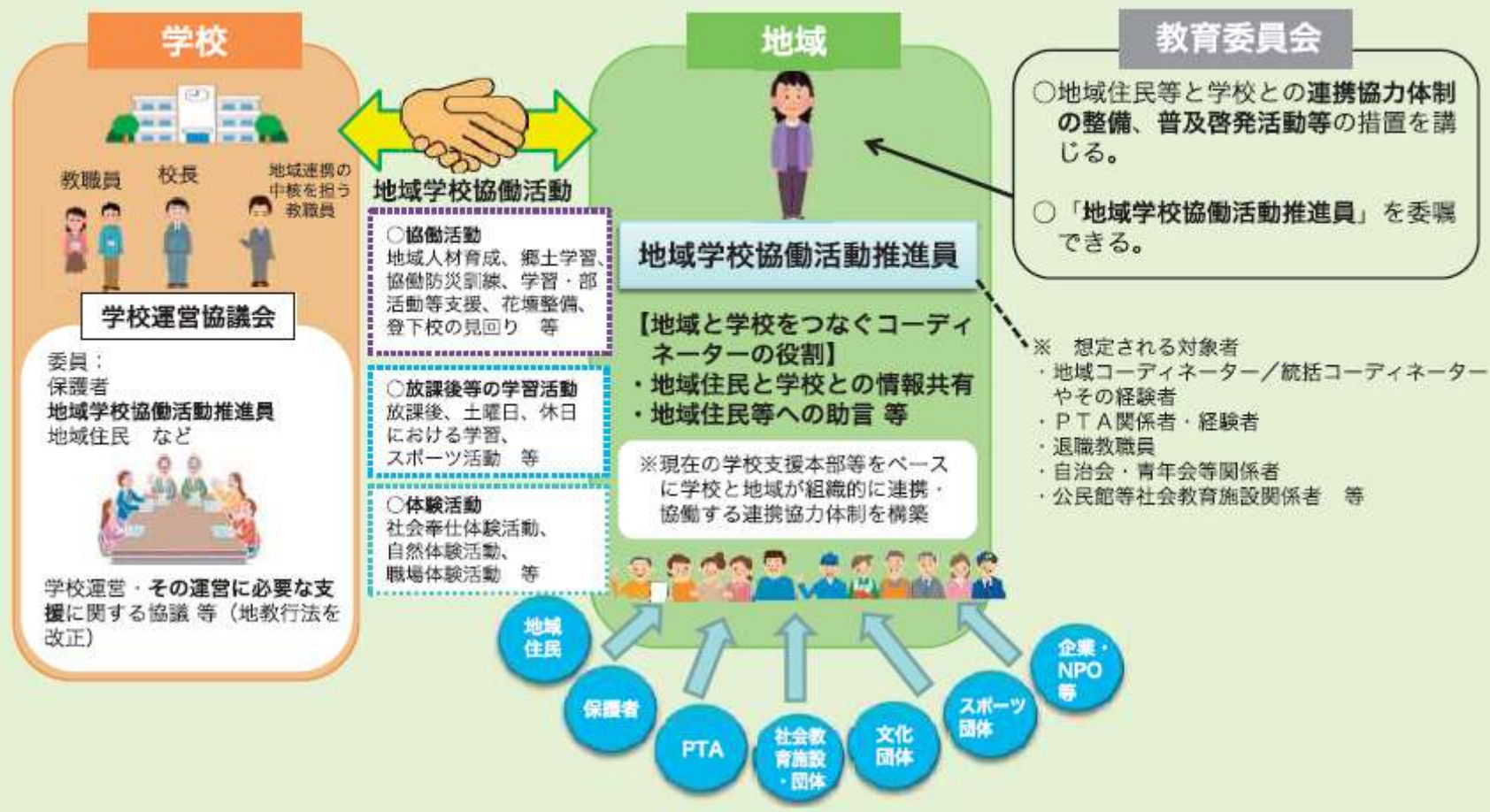
3-3.地域学校協働活動（本部）

2/3



地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正について

<地域学校協働活動のイメージ>



地域学校協働活動ハンドブック（平成30年1月 文部科学省）



3-3.地域学校協働活動（本部）

3/3



「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月 文部科学大臣決定）の実現に向けて

中教審答申③←教育再生実行会議第7次提言



中教審答申②←教育再生実行会議第7次提言



中教審答申①←教育再生実行会議第6次提言



「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

法改正済：義務標準法等

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「働き方改革」「地方創生」の実現

地域学校協働活動ハンドブック（平成30年1月 文部科学省）

4-1.直方市の現状 1/3

○学校運営協議会の設置状況と課題

(設置状況)

小学校11校中、6校設置

中学校での設置はなし

(課題)

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

学校運営協議会の充実

4-2.直方市の現状 2/3

○地域学校協働活動（本部）の現状と課題

（現状）

学校それぞれで、様々な活動が実施されている

（放課後学習、登下校の見守り、運動場の草抜き・・・）

（課題）

地域学校協働活動本部＝「緩やかなネットワーク」の形成

地域学校協働活動推進員

＝地域と学校をつなぐコーディネーターの人材確保

社会教育分野との関係

4-3.直方市の現状 3/3

○地域コミュニティの核として

- ・ 防災

避難所指定：15校全て

（水害：8校、土砂：9校、地震：15校）

- ・ 保育（学童保育）

小学校11校全てに、学童クラブ（21クラブ）を設置

設置場所は、全て小学校敷地内

- ・ 地域の交流の場

スポーツクラブ活動、放課後学習、むかし遊び、読み聞かせ、
登下校の見守り、習字指導、餅つき、田植え、運動場の草抜き、
学校行事の支援・・・・・・・・

5.ご意見いただきたいこと

- ・ 地域と学校の連携の現状について、
どう思いますか？